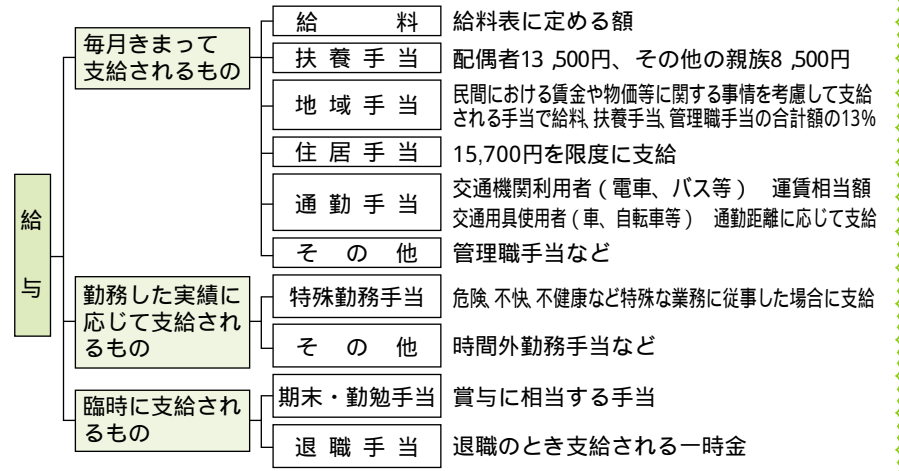


表10 特別職の報酬等の状況

区分	報酬等の月額 (2007年4月1日現在)	期末手当
市長 副市長 収入役	(給料) 1,060,000円 900,000円 810,000円	(2006年度支給率) 2006年6月期 1.90月分 2006年12月期 2.05月分 2007年3月期 0.45月分 計 4.40月分
議長 副議長 議長	(報酬) 640,000円 580,000円 550,000円	(2006年度支給率) 2006年6月期 2.20月分 2006年12月期 2.50月分 2007年3月期 0.50月分 計 5.20月分

市長、副市長、収入役については条例の定めにより退職手当及び扶養手当が支給されます。
東京都及び国の給与等については東京都から通知のあった数値を使っています。

図2 給与の種類とその内容



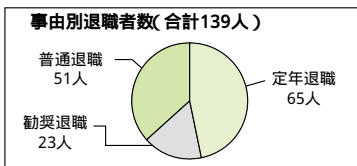
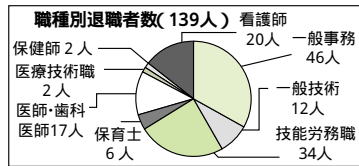
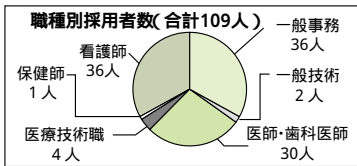
2006年度人事行政の運営等の状況の公表

町田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、2006年度の人事行政の運営等の状況について公表します。
問 職員課 ☎722・3111 (内線2281)

① 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況

2006年度における新規採用者数並びに職種別及び事由別退職者数は、次のとおりです。



退職は、定年は60歳、勧奨は一定の年齢又は勤続年数以上の者に希望を募り、それに応じて、定年前の早期退職、普通は、自己都合などによる退職

職員数には、東京都から地方自治法により町田市に派遣されている職員及び公益法人派遣法により派遣している職員並びに市費負担の指導主事等を含み、南多摩斎場組合などの一部事務組合への派遣者などは除いています。

(2) 職員数に関する状況 (各年度4月1日現在)

	2007年度	2006年度
常勤職員	2,823人	2,843人
再任用職員	71人	65人

② 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況 (2006年度決算額) (職員数は、2006年4月1日現在)

区分	職員数 (A)	給料	職員手当	期末・勤労手当	計(B)	一人当たりの給与費 (B)/(A)
一般事務・一般技術職	1,819人	78億1,194万円	25億7,913万円	35億2,499万円	139億1,606万円	765万円
医療職 (医師等を除く)	452人	16億1,759万円	6億5,173万円	6億9,088万円	29億6,020万円	655万円
技能労務職	503人	22億2,768万円	6億3,711万円	9億9,072万円	38億5,551万円	767万円

職員手当(地域手当、管理職手当、扶養手当など)には、退職手当は、含みません。

③ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間・休憩時間・休息時間の状況

職員の勤務時間については、条例等により次のように定めています。ただし、業務上必要があると認める場合などは、異なる勤務時間が割り振られることがあります。

勤務時間			休憩時間・休息時間
勤務時間	始業時刻	終業時刻	
週40時間	午前8時30分	午後5時15分	12時15分から45分間の休憩時間及び概ね4時間の勤務時間ごとに15分間の休息時間

(2) 休暇制度の概要

職員に付与される年次休暇は、年20日となっています。年次休暇以外の休暇等については、次のようなものがあります。

種類	付与日数、期間等
公民権の行使	必要な時間
骨髄移植休暇	必要な日数
ボランティア休暇	1の年度に5日まで
忌引	配偶者10日、父母、子7日、祖父母、兄弟姉妹3日、おじおば2日等
結婚休暇	連続する7日以内(週休日等を含む。)
生理休暇	連続する2日の範囲内
母子保健健診休暇	妊娠23週までは4週に1回、妊娠24週から35週までは2週に1回、妊娠36週から出産までは1週に1回、産後1年以内医師等が指示する回数
妊娠症状対応休暇	2回まで合計10日
産前産後の休暇	産前産後を通じ16週間(多胎妊娠の場合は24週間)の範囲内
出産介護休暇	出産前後3週間以内2日
子どもの看護休暇	9歳に達した後、最初の3月31日まで 1の年度に5日以内
リフレッシュ休暇	勤続10年、20年は3日、30年は4日
人間ドック休暇	年1回、2日以内
夏季休暇	5日
介護休暇	介護休暇の初日から2年間に限り3回まで 通算180日
病気休暇	疾病または負傷のため療養する必要があり、勤務をしないことがやむを得ないと認めるとき(90日の範囲内)

(3) 病気休暇・介護休暇・育児休業等の状況 (2006年度)

病気休暇	介護休暇	育児休業	
		女	男
172人	2人	94人	1人

④ 職員の分限及び懲戒処分等の状況 (2006年度)

分限処分とは、公務の能率の維持並びに適正な運営の確保という観点から行われる処分として行われる処分として地方公務員法第28条に規定されているものです。

懲戒処分とは、職員の非違行為に対して、職場の秩序維持・回復することを目的として行われる処分として地方公務員法第29条に規定されているものです。

なお、昭和51年に公金(年金含む)着服(全額返済、依願退職。懲戒処分及び刑事告発なし)及び昭和60年に公金(年金含む)着服(全額返済、懲戒免職、刑事告発)市議会議員による)がありました。

(1) 分限処分

種類	件数
病気休職	140件
刑事休職	0件

(2) 懲戒処分

種類	件数
免職	0件
停職	1件
減給	2件
戒告	2件

⑤ 職員の服務の状況 (2006年度)

職員は、全体の奉仕者であり、職務専念義務を負うことから、任命権者の許可がある場合を除いて、営利を目的とする私企業等への従事は禁止されています。

種類	件数
営利企業等の従事許可	38件

⑥ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況 (2006年度)

(1) 職員の研修の状況

常に時代のニーズを正確にとらえる視点を持ち、高い専門的知識と人間性豊かな判断力・行動力をもって課題に取り組み、市民の納得・共感・信頼を得る行政のプロフェッショナルを育成するため、職員に対する研修を計画的に実施しています。

研修の種類	修了者数	備考
独自研修	1,797人	職層研修・実務・専門研修等
	うち 206人	自動対外式除細動器(AED)講習受講者
派遣研修	767人	東京都市町村研修所・東京都職員研修所・大学院等へ派遣

(2) 勤務評定の実施状況

職員の勤務評定は、条件付採用期間(採用の日から6か月間)の職員が正式採用になるための判定、主任、係長、管理職選考等の可否の判定並びに昇給の短縮措置(特別昇給)の判定などの際に、職務業績、職務遂行能力、職務態度等について実施しています。

種類	人数
条件付採用	112人
昇任	396人
特別昇給	690人

⑦ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の保健に関する事項 (2006年度)

職員の健康の保持増進のため健康診断やそのフォロー等のため健康相談を実施しています。

主な健康診断の実施状況

種類	人数
定期健康診断	2,802人
胃検診	332人
大腸検診	1,643人

健康相談の実施状況

相談者	延人数
医師	698人
カウンセラー	111人
栄養士・保健師	695人

(2) 公務災害及び通勤災害の認定件数 (2006年度)

種類	件数
公務災害	37件
通勤災害	7件

(3) 町田市職員互助会に関する事項

地方公務員法第42条の規定に基づき、市の条例により「町田市職員互助会」を設置し、職員の健康増進、その他厚生に関する事業を行っています。事業は、会員の会費(給料月額5/1000:2006年度)と市の交付金(給料月額4/1000:2006年度)で運営されています。

会員数	2,957人 (2006年4月1日現在)
事業内容	給付事業(慶弔費等)
	健康体育事業(スポーツ大会等)
	文化教養事業(文化祭等)
	福利厚生事業(人間ドック利用補助等)

⑧ 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求や不利益処分の審査など、職員の権利利益の保護のため処分庁とは異なる第三者機関・中立機関として設けられています。

2006年度における東京都市公平委員会の町田市に係る業務状況報告は、次のとおりです。

項目	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分についての不服申立て	0件
苦情処理	1件